

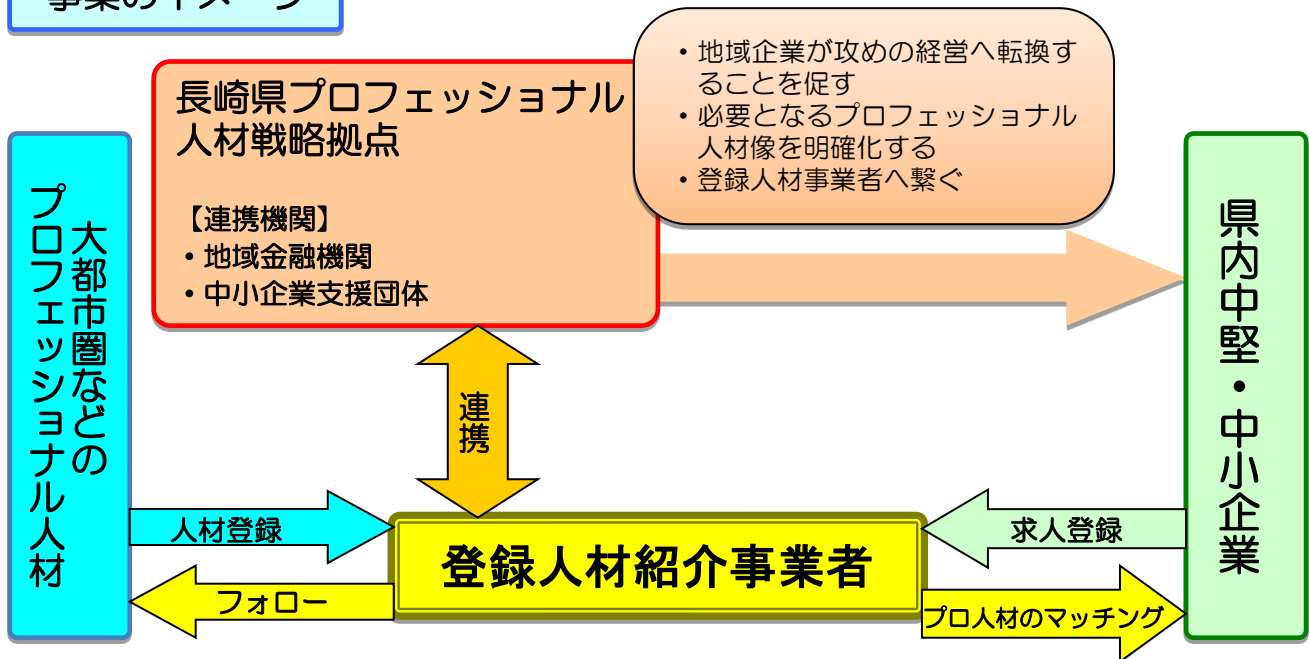
# 長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業 登録人材紹介事業者の募集について

## 募集概要

長崎県では、「長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、県内中堅・中小企業の「攻めの経営」への意欲を喚起し、企業の成長戦略を具現化するプロフェッショナル人材のU・Iターンを促進することを目的に、長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業を実施しています。本事業を円滑に推進するため、県内中堅・中小企業に対し、プロフェッショナル人材の有料職業紹介を実施していただける有料職業紹介事業者（以下「登録人材紹介事業者」という。）を募集します。

※プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材で、受入企業において役員、管理職等の一般職以外で登用される人材をいいます。

## 事業のイメージ



## 登録方法

「長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業人材紹介事業者登録要領」(以下「登録要領」という。)に基づき、あらかじめ登録が必要となります。

なお、登録の資格、登録の申請方法等は裏面をご覧ください。

### 【登録申請期間】

令和2年6月8日(月)から令和2年7月10日(金)17時まで(必着)

### 【問い合わせ先】

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 産業人材対策班 担当 森田

電話：095-895-2711 FAX：095-895-2582

## 登録の資格、申請方法等

### ○ 登録の資格

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者とします。

### ○ 登録申請方法

登録要領に定める人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、代表者印を押印の上、次の書類を添えて、郵送により提出してください。

（封筒の表に「**人材紹介会社登録申請書在中**」と朱書きしてください。）

#### 【添付書類】

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (6) 県外在住の人材に関する有料職業紹介の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの（別紙1）
- (7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの（別紙2）
- (8) その他知事が必要と認める書類

### ○ 登録申請期間

令和2年6月8日（月）から令和2年7月10日（金）17時まで（必着）

### ○ 登録の決定

登録審査は、原則、提出いただいた申請書類等により行いますが、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

審査の結果は申請者に文書で通知します。

※登録の取り下げ又は取消がない場合、長崎県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業が継続する間は、登録は有効です。

### ○ 登録の取消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録の有効期間内であっても、登録を取り消すことがあります。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 不正な行為があると知事が認めるとき
- (3) 正当な理由がないのに、登録要領第3条の業務を行わないとき
- (4) その他、登録人材紹介事業者に適しないと知事が判断したとき

### ○ 申請先・問い合わせ先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 産業人材対策班 担当 森田

TEL：095-895-2711 FAX：095-895-2582

登録要領は長崎県のホームページをご覧ください。申請様式も入手できます。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/p-senryaku/>